

伊勢市

令和6年度～令和8年度

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

～だれもが自分らしく暮らせる自立と共生のまち いせ～

概要版



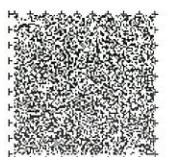
令和6年3月



伊勢市

Ise City

音声コード「Uni Voice」について
この冊子には、音声コード「Uni Voice」を各ページに貼り付けています。スマートフォン等で無償専用アプリをダウンロードすることで、スマートフォン等をかざせば自動で文章を読み上げてくれます。



計画策定の趣旨

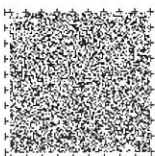
- 国における「障害者の権利に関する条約」の批准、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正等を背景としながら、本市では、「伊勢市第2期障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、さまざまな取り組みを進めているところです。
- 「伊勢市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」は、国の動向や、前期計画の数値目標に対する進捗状況や、各年度における障害福祉サービス等の実績を分析した上で、具体的な数値目標や各年度における障害福祉サービス等の見込量を設定し、本市における障がい福祉施策の一層の充実を図るために策定するものです。

計画の位置づけ

- 本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。
- また、本計画で定める基本理念や施策を推進することにより、SDGsが定めるゴールの達成に貢献することを目指します。

障がいの定義

- 本計画において「障がいのある人」とは、障害者基本法に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受けるすべての人」のこ
とをいい、また障害者手帳の有無にかかわらず、発達障がい、難病、高次
脳機能障がいがある人などを含むものとします。



計画の期間

- 計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

基本理念

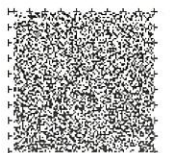
- 令和3年3月に策定した「伊勢市第2期障がい者計画」では、障害者基本法の理念に則り、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会)の実現を目指すこととしています。
- 障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるまちを目指します。

基本目標

- 基本理念に基づき、「伊勢市第2期障がい者計画」の基本目標『だれもが自分らしく暮らせる 自立と共生のまち いせ』と共通とし、施策の推進を図ります。

社会的障壁とは・・・

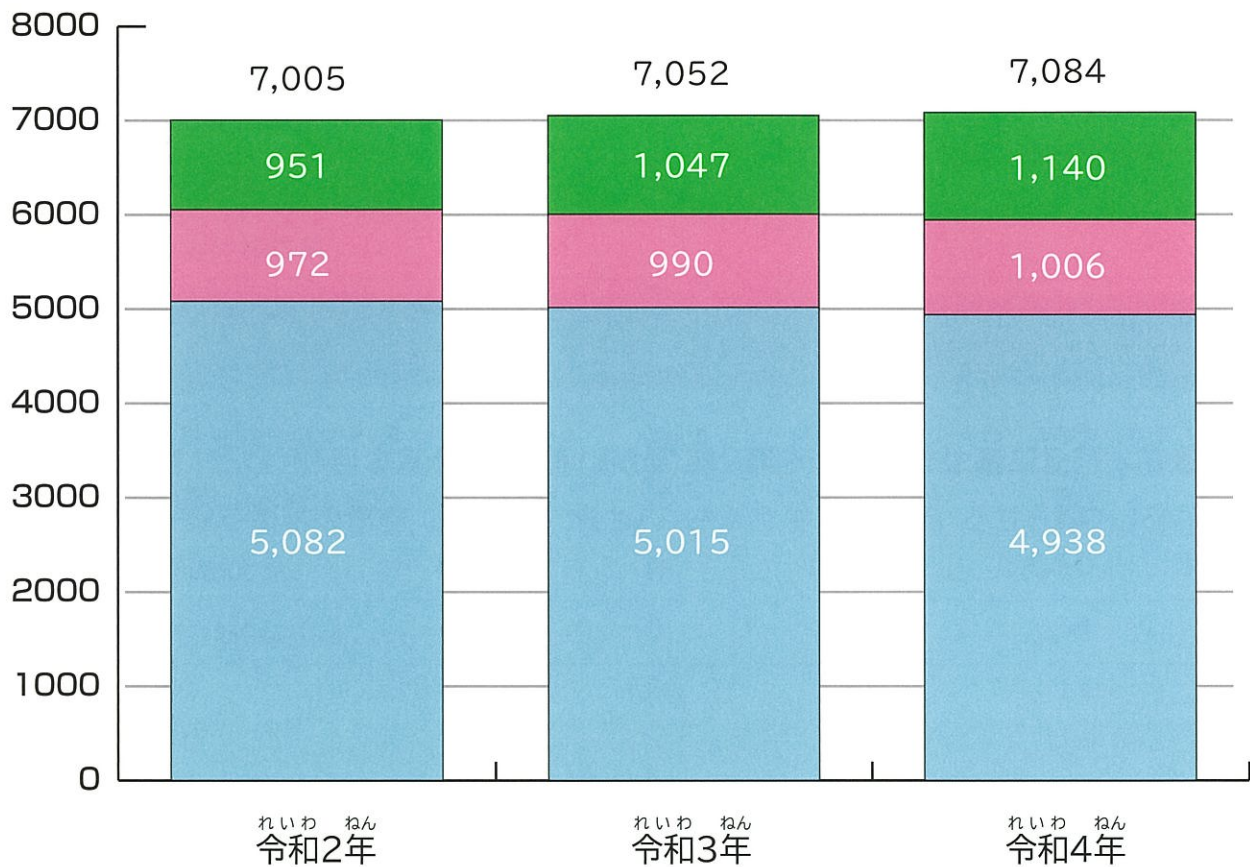
障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上での障壁となり得る事物、制度、慣行、観念などあらゆるもののこと。道路の段差や漢字が多くて理解しづらい書類などがこれにあたる。



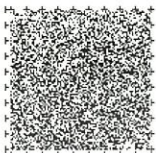
障がいのある人を取り巻く状況

- 市内の障害者手帳の所持者数は、障がい種別でみると、身体障害者手帳所持者が4,938人、療育手帳所持者が1,006人、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,140人で、全体で伊勢市の人口の5.8%となっています。
- 手帳所持者数の推移をみると、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者において、増加傾向にあります。

障がい種別手帳所持者数の推移（各年度3月31日時点）



- 精神障害者保健福祉手帳所持者
- 療育手帳所持者
- 身体障害者手帳所持者



成果目標達成のための主な方策

1. 地域生活の継続の支援及び地域生活への移行

① 地域生活支援拠点の機能の充実

重点的取組

障がいの重度化、障がいのある人の高齢化や親なき後に備えるとともに、地域生活を希望する障がいのある人が施設から退所して地域での暮らしを継続できるよう「緊急時の受け入れ・対応」の仕組みづくりを進めるとともに、体験の機会・場の確保に向けて検討していきます。

② 施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障がいのある人について、グループホームでの生活や一人暮らしなど、地域生活への移行を推進します。

● 国県等の施設整備補助制度の情報提供を積極的に行うなど、重度身体障がいのある人への対応や強度行動障がい等の専門的な支援を必要とする人が利用できる日中サービス支援型グループホーム等のサービス提供体制の整備促進・充実に努めます。

③ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

新たに三重県の計画において設定された数値目標も参考に、病院からの退院など地域生活移行後に対応するための支援体制の充実を図ります。

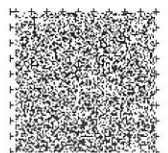
● 市の重層的支援体制や高齢者の地域包括ケアシステムなどの既存の仕組みを整理するなど、三重県とも連携しながら協議や周知を行います。

2. 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行を推進するとともに、一般就労への定着支援の促進を図ります。

● 障がいのある人やその家族、教育・病院等関係機関へ、就労移行支援事業の理解促進・啓発を図ることで、就労移行支援事業所の就労移行率の向上並びに利用者の増加を目指します。

● 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）に基づく取り組みについて、引き続き積極的に進めていきます。



しょう じ し え ん ていきょうたいせい せいびとう 3. 障がい児支援の提供体制の整備等

① じゅうそうてき ちいきしえんたいせい こうちくおよ ちいきしゃかい さんか すいしん 重層的な地域支援体制の構築及び地域社会への参加・インクルージョンの推進

- ぼ し ほけん こそだ しえん きょういく どうじしゃとう ふく かんけいきかんとく さんかく しさくすいしん
母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が参画する施策推進
きょうぎかい せんもんぶかい ちいき かだい しえん かが しげん じょうきょうとう へ
協議会の専門部会にて、地域の課題や支援に係る資源の状況等を踏まえなが
らん、関係機関等の有機的な連携を図ります。

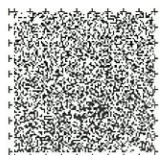
- はったつしょう りかい しえん ひろ ともな ほごしゃ かんけいしゃ そうき き
発達障がいへの理解や支援の広がりに伴い、保護者・関係者の早期の気づきと
にゅうようじ そ けいぞくてき しえん いっそう じゅうじつ はか
乳幼児からのライフステージに沿った継続的な支援のより一層の充実を図るた
め、児童発達支援センター「おおぞら児童園」及び各関係機関、関係各課と連携し
しえん おこな
支援を行います。

- ほごしゃとう こ はったつしょう とくせい りかい ひつよう ちしき ほうほう み
保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、
てきせつ たいおう どう はったつしょう じどうおよ
適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング等の発達障がいのある児童及び
かぞくとう たい しえん おこな
その家族等に対する支援を行います。

いりようてき とくべつ しえん ひつよう しょう じ しゃ たい しえんたいせい せいび ② 医療的ケアなど特別な支援が必要な障がい児・者に対する支援体制の整備

- しんしん じょうきょう おう ほけん いりよう しょう ふくし ほいく きょういくとう かくかんれんぶんや しえん
心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の各関連分野の支援
う しさくすいしんきょうぎかい せんもんぶかいとう ほけんじょ
を受けることができるよう、施策推進協議会の専門部会等において、保健所、
びょういん しんりょうじょ ほうもんかんとく しょうがいじつうしよしえんじぎょうしよ しょうがいじにゅうしよしせつ
病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、
しょうがいじそうだんしえんじぎょうしよ ほいくしよ がっこうとう かんけいしゃ れんけい はか きょうぎ けいぞく
障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議を継続
かくかんれんぶんや きょうつう りかい もと いりようてき じ しゃ かぞく よ そ
し、各関連分野が共通の理解に基づき、医療的ケア児・者とその家族に寄り添う
そうごうてき しえんたいせい こうちく つと
総合的な支援体制の構築に努めます。

- いりようてき たいおう じんざい いくせい しな い けんしゅうかんぎょう じゅうじつ はか
医療的ケアに対応できる人材を育成するための市内の研修環境の充実を図りま
す。



4. 相談支援体制の充実・強化等

重点的取組

- 計画相談支援事業所が担う第1層(サービスの利用を前提とした相談支援)、地域相談支援センターが担う第2層(一般的な相談支援)、基幹相談支援センターが担う第3層(地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発等)のそれぞれが役割を理解し支え合いながら、地域の相談支援体制の強化等の取り組みを実施します。
- 障害福祉サービス等の利用を希望される人に対し、必ず「サービス等利用計画」等が作成される体制を確保します。

5. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 障害福祉サービス等の質の向上

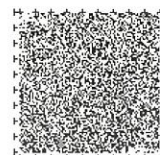
- サービス事業所ネットワークや相談支援ネットワークグループにおいて、事例検討や関係機関・事業所間での情報共有・交換を行うとともに、研修ニーズを把握し、基幹相談支援センター等が中心に開催する研修会等により、サービスの質の向上を図ります。

② 福祉人材の確保・定着

- 平成30年度から施策推進協議会として参画している「ビジネスパーク伊勢(市内中学2年生へのキャリア教育)」において、障がい福祉を支える仕事の魅力発信・啓発に努めます。
- 施策推進協議会の専門部会にて継続的に協議、検討を重ね、具体的な取り組みを進めるとともに、サービス提供事業者同士で情報共有・交換など交流ができる場を設け、人材の定着支援に努めます。

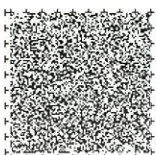
③ サービス給付の適正化

- 三重県が実施する虐待防止研修や障害支援区分認定調査員研修等に積極的に参加し、サービス提供事業者等との情報共有や適正な事務処理に努めます。



しょうがいふくし とうみこみりょう
障害福祉サービス等の見込量

くぶん 区分	サービス名	たんい 単位(※)	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
訪問系(ほうもんけい)サービス	きょたくかいご 居宅介護	じかん 時間	2,269	2,286	2,303
		にん 人	134	135	136
	じゅうどうほうもんかいご 重度訪問介護	じかん 時間	668	668	668
		にん 人	1	1	1
	どうこうえんご 同行援護	じかん 時間	110	119	128
		にん 人	13	14	15
	こうどうえんご 行動援護	じかん 時間	299	309	319
		にん 人	4	5	5
日中活動系(にちちゅうかつどうけい)サービス	せいかつかいご 生活介護	にんにち 人日	6,570	6,649	6,728
		にん 人	327	330	333
	じりつくねん きのうくねん 自立訓練(機能訓練)	にんにち 人日	6	6	6
		にん 人	1	1	1
	じりつくねん せいかつくねん 自立訓練(生活訓練)	にんにち 人日	87	87	87
		にん 人	8	8	8
	せいしんしょう しゃ じりつくねん せいかつ うち精神障がい者の自立訓練(生活 訓練)	にんにち 人日	76	76	76
		にん 人	7	7	7
	しゅうろういこうしえん 就労移行支援	にんにち 人日	143	143	143
		にん 人	8	8	8
	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援A型	にんにち 人日	3,005	3,099	3,195
		にん 人	149	154	159
	しゅうろうけいぞくしえん がた 就労継続支援B型	にんにち 人日	5,793	5,873	5,954
		にん 人	331	333	336
	しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	にんにち 人日	4	5	6
	しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	にんにち 人日	0	1	1
	たんきにゅうしょ ふくしがた 短期入所(福祉型)	にんにち 人日	730	771	815
		にん 人	129	139	150
	たんきにゅうしょ いりょうがた 短期入所(医療型)	にんにち 人日	13	13	13
		にん 人	2	2	2
	りょうようかいご 療養介護	にん 人	12	12	12

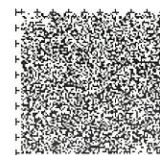


くぶん 区分	サービス名	たんい 単位(※)	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
居住系(きよじゅうけい)サービス	きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助(グループホーム)	にん 人	155	165	176
	せいしんしょう しゃ きょうどうせいかつえんじよ うち精神障がい者の共同生活援助(グループホーム)	にん 人	49	51	55
	じゅうどしょう しゃ きょうどうせいかつえんじよ うち重度障がい者の共同生活援助(グループホーム)	にん 人	47	49	52
	し せつにゆうしょえん 施設入所支援	にん 人	120	118	117
	じりつせいかつえんじよ 自立生活援助	にん 人	0	0	0
	せいしんしょう しゃ じりつせいかつえんじよ うち精神障がい者の自立生活援助	にん 人	0	0	0
相談支援(そだんしえん)	けいかくそうだんしえん 計画相談支援	にん 人	315	341	368
	ちいきいこうしえん 地域移行支援	にん 人	1	1	1
	せいしんしょう しゃ ちいきいこうしえん うち精神障がい者の地域移行支援	にん 人	1	1	1
	ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	にん 人	1	1	1
	せいしんしょう しゃ ちいきていちゃくしえん うち精神障がい者の地域定着支援	にん 人	1	1	1
障害児通所支援等(しょうがいこどもつうしよえんたうしえんたう)	しょうがいこどもつうだんしえん 障害児相談支援	にん 人	167	172	178
	じどうはったつしえん 児童発達支援	にんにち 人日	1,018	1,025	1,033
		にん 人	221	230	239
	ほうかごとう 放課後等デイサービス	にんにち 人日	4,350	4,538	4,734
		にん 人	411	430	450
	ほいくしょうとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	にんにち 人日	40	46	52
		にん 人	26	30	34
	きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	にんにち 人日	0	0	0
		にん 人	0	0	0

(※)時間…月間のサービス提供時間

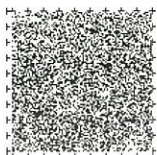
にんにち げっかん りょうにんずう にんひとつき
人日…「月間の利用人数」×「1人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

にん げっかん りょうにんずう
人…月間の利用人数



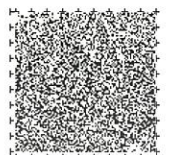
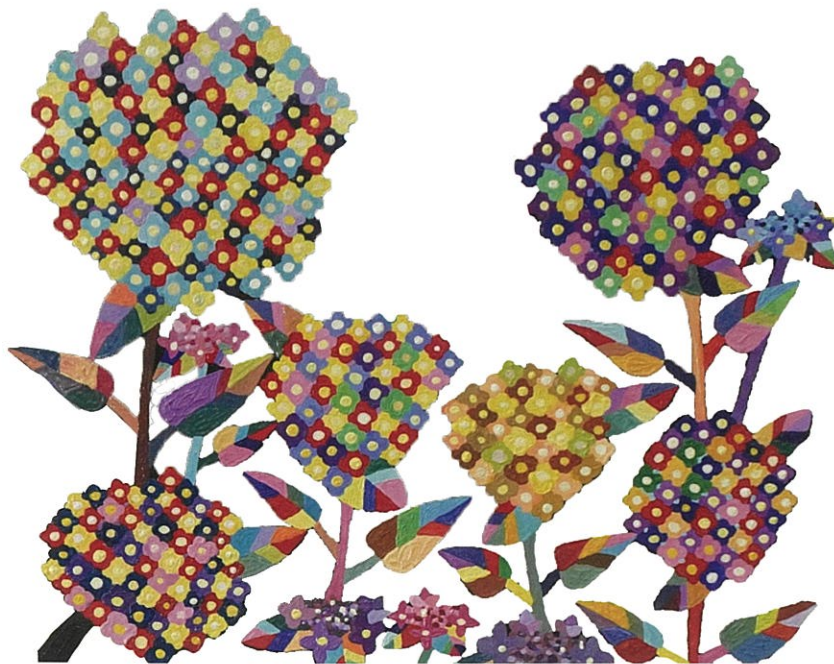
地域生活支援事業の見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施
相談支援事業				
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人	13	15	17
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	406	426	447
手話通訳者設置事業	人	1	1	1
手話奉仕員養成事業	人	33	40	40
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件	7	8	9
自立生活支援用具	件	19	20	20
在宅療養等支援用具	件	14	15	15
情報・意思疎通支援用具	件	17	18	19
排泄管理支援用具	件	3,050	3,050	3,050
居宅生活動作補助用具	件	4	4	4
移動支援事業	時間	254	274	295
	人	39	40	40
地域活動支援センター	箇所	1	1	1
	人	9	10	10
日中一時支援事業	箇所	37	39	41
	人	313	366	427



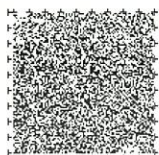
計画の推進に向けて

- 施策の推進にあたっては、行政はもとより、障がい者団体等、事業者等、企業等、地域、市民との協働・連携が必要不可欠であることから、各主体がつながり、支え合いながら、社会全体で障がいのある人を包み込み、社会全体の取り組みとして計画の達成を目指すものとします。
- 本計画の進行管理については、施策推進協議会を定期的に開催し、障がい者施策や各年度における障害福祉サービスの見込量について、評価・達成状況の点検や効果的な計画の推進方法について協議を行います。





はっ ころ
発 行 -



い せ し けん こう ふく し ぶ こう れい しょう ふく しか か
伊勢市 健康福祉部 高齢・障がい福祉課
〒516-8601 み え けん い せ し いわ ぶち ちょう め ばん ごう
三重県伊勢市岩渕1丁目7番29号
TEL 0596-21-5558 FAX 0596-20-8555
ひょうし が ほんぶん せ こ ぐち こう た ほうじん きぼう その
表紙画・本文イラストレーション 世古口孝太 (NPO法人希望の園)